



各 位

2025年2月19日

会 社 名： 湖北工業株式会社
代 表 者 名： 代表取締役社長 石井 太
(コード番号：6524 東証スタンダード)
問 合 せ 先： 取締役執行役員 総務部、広報・IR室管掌
国友啓行
(TEL：0749-85-3211)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2024年3月28日開催の第65回定時株主総会におきまして、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度につきご承認をいただいております。

また、2025年1月28日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は2025年3月28日開催予定の第66回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）における承認を得られることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度を改定し、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）に関する議案をあらためて本株主総会に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、本株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

1. 本制度の目的及び改定の条件

(1) 本制度の目的

本制度は、対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とします。

(2) 改定の条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2017年3月30日開催の第58回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認をいただいております。2024年3月28日開催の第65回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除きます。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権を、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とし、年60,000株以内（当社は、2024年4月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っているため、当該上限株式数は当該株式分割による調

整後の数を記載しております。)の当社の普通株式を発行又は処分することをご承認いただいております。

本株主総会において監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、監査等委員でない取締役の報酬等の額として本株主総会でご承認をお願いする報酬枠とは別枠で、年額 30 百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 30,000 株以内（なお、当社普通株式の株式分割（株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われたときは、発行又は処分される株式数をその比率に応じて調整することができるものとします。）とすることにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえたうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」という。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以 上